

特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書 本文	5	Ⅲ	6	(3)	SPCの設立	SPCの本社所在地は千葉市内限定等の制限はないでしょうか。	千葉市内に設立することとしています。 基本協定書(案)【SPCを設立する場合】の第3条を参照してください。
2	入札説明書 本文	5	Ⅲ	6	(3)	SPCの設立	SPCの本社所在は新博物館建設地でもよいでしょうか。	本事業用地とすることを妨げるものではありません。
3	入札説明書 本文	5	Ⅲ	6	(4)	事業期間	Ⅲ.6.(10)事業スケジュールにおいて、維持管理・運営期間は開館日から10年後の事業期間終了日と記載されていますが、本項では事業期間を「令和21年(2039年)3月31日まで」と期限が区切られています。万が一、貴市が認められる理由で開館日が想定スケジュールより遅くなった場合の事業期間は、開館から10年後と令和21年(2039年)3月31日のどちらになるのでしょうか。	本事業に係る債務負担行為の設定期間は令和20年度までとなっているため、事業期間は令和21年(2039年)3月31日までですが、開館が遅れた場合は債務負担行為変更の議決を得た上で、事業期間を延長することも想定しています。
4	入札説明書 本文	7	Ⅲ	6	(5)②	任意事業	ネーミングライツ募集・管理に伴う事業収入や、施設への広告スペース設置・管理に伴う広告収入は、任意事業としてお認め頂けるかの理解でよろしいでしょうか。	博物館の正式な名称については、史跡保存整備委員会をはじめとした関係者の専門的知見や市民意見などを取り入れ、博物館の性格を反映するような名称を検討する予定ですので、施設全体の名称に係るネーミングライツを実施することはできません。 ほかに展示への企業協賛は可能であると考えています。展示への企業協賛を含めた広告の募集、広告スペースの設置や管理等は事業者の負担とし、また、市の収入として広告収入の一部を還元できる場合は任意事業として認めます。広告収入の内、市の収入とする割合は事業者の提案を踏まえて決定します。 なお、広告の内容については千葉市広告掲載要綱及び同基準を満たしてください。
5	入札説明書 本文	7	Ⅲ	6	(6)	市が単独で実施する 業務	IPM責任者については貴市で選任された職員が担当され、事業者側(維持管理担当企業)からの選任等は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書 本文	7	Ⅲ	6	(7)ア (ア)	設計・建設業務の対 価	設計・建設業務の対価について、市と事業者との間で締結する事業契約において予め定める額を上回った場合、もしくは下回った場合は実際の出来高相当金額が支払われるのでしょうか。	予め定める額から変動する場合には市と事業者で協議により変更契約を締結し、実際の出来高相当金額を支払います。但し、債務負担行為設定額を上回る場合は、千葉市議会の議決が必要となります。
7	入札説明書 本文	7	Ⅲ	6	(7)ア (ア)	設計・建設業務の対 価	設計・建設期間中に、年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定とありますが、事業者への入金時期はいつ頃をご想定でしょうか。年度末の3月末でしょうか。それとも、建設工事請負契約書(案)第33条第2項に『請求を受けた日から40日以内』とございますので、基本的には翌月5月末までには入金がなされる、との理解でよろしいでしょうか。	毎年度の入金時期は、翌年5月末を想定しています。
8	入札説明書 本文	7	Ⅲ	6	(7)ア (ア)	設計・建設業務の対 価	設計・建設期間中に、年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定とありますが、半期ごとの出来高に応じてお支払いいただけないでしょうか。	年度ごとの出来高に応じて支払うことを基本とします。 ただし、建設業務費(解体撤去含む)及び展示施工業務費だけでなく、設計業務費(解体撤去含む)、工事監理業務費及び展示設計業務費を含めた設計・建設業務の対価全体について、部分払を請求することが可能です。 建設工事請負契約書(案)第38条に、部分払の対象として成果物を追加します。また、請求回数の上限は契約締結時に定めるものとし、空欄に修正します。併せて、修正箇所一覧及び建設工事請負契約書(案)の修正版を参照してください。

特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
9	入札説明書 本文	7	Ⅲ	6	(7)ア (ア)	設計・建設業務の対 価	設計・建設期間中に、年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定とありますが、設計業務については基本設計、実施設計と業務期間ごとが一般的であります が、業務終業後速やかに支払っていただけませんか。例えば、5月末に基本設計業務が完了した場合、6月末までに基本設計費をお支払いいただくなどご 検討いただきたく、お願い申し上げます。	No.8の回答を参照してください。
10	入札説明書 本文	7	Ⅲ	6	(7)	市からのサービス対 価	(イ)開業準備業務に発生する「水道光熱費」についても物価変動に伴う対価の 改定に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	開館準備期間中の光熱水費等については、実績に基づき精算することから、改 定は行わないものとします。
11	入札説明書 本文	10	Ⅳ.	2	(1)③	共通の参加資格要件	「本事業についてアドバイザー業務を委託」されているPwCアドバイザー合同 会社様、株式会社昭和設計様、PwC弁護士法人様の各社の役割と権限につい て、ご教示願います。	3社の役割等は、財務、技術、法務の観点から、事業者の募集及び選定に係る 助言等を行うものです。
12	入札説明書 本文	14	V	2	(2)	予定価格	予定価格には、契約締結までの物価上昇分を見込んでいますが、いつ からの上昇分をいくら見込んでいるのでしょうか。	事業費には、見積取得時(令和4年10月)から事業契約締結時(令和6年3月)ま での1.5年分の物価上昇を見込んでいます。
13	入札説明書 本文	14	V	2	(2)⑤	加点審査・価格審査 による総合評価及び 最優秀提案の選定	予定価格と入札書対象価格が記載されておりますが、消費税及び地方消費税の 金額に誤りがあるように見受けられます。 予定価格を正とすると、入札書対象価格は7,879,137,273円であり、 入札書対象価格を正とすると、予定価格は8,667,050,999円になると思われま す。 千葉市公告第540号1ページ1(6)に記載されているとおり、予定価格 8,667,051,000円を正とし、入札書対象価格は7,879,137,273円と理解してよろ しいでしょうか。	予定価格は入札公告等のとおり、8,667,051,000円とし、入札対象価格を 7,879,137,273円を正として修正いたします。 併せて、新旧対照表及び入札説明書の修正版を参照してください。
14	入札説明書 本文	15	V	4	(1)	現地見学会及び入札 説明書等に関する説 明会	8月以降に再度現地見学会を開催する予定はございますでしょうか。	入札参加資格審査結果の通知以降に、現地見学会(旧小倉浄化センター管理棟 等の内部確認)の機会を設けますので、必要に応じてご参加ください。 7/25(火)に市のHP上に追加公表したお知らせをご参照下さい。 https://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/bunkazai/shinhakubutsukan _seibijigyou.html
15	入札説明書 本文	18	V	4	(7)	提案書提出部数	20部の提出は多大な労力、費用がかかりますので、最低限の部数にするか電子 媒体(CD-R等)の提出のみにしていただけないでしょうか。	正本1部、副本11部に変更します。 併せて、新旧対照表及び入札説明書の修正版を参照してください。
16	入札説明書 本文	18	V	4	(7)	提案書提出部数	正本と副本の内容、体裁等に違いはありますか。	入札参加者の企業名の有無に違いがあり、正本は企業名あり、副本は企業名な しとなります。
17	入札説明書 本文	19	V	4	(9)	無効となる入札	談合その他不正行為があったと認められる入札は無効とのことですが、談合そ の他不正行為は本事業(新博物館事業)に限定されるとの理解でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。明確化の観点から、入札説明書を修正し、「本事業の入札 に関し」を文言を追記いたします。 併せて、修正箇所一覧及び入札説明書の修正版を参照してください。
18	入札説明書 本文	20	V.	4	(11)ア	事業提案書の変更等 の禁止	提出後に、提案者の責に抛らない事由により提案書の内容を履行できない事態 が生じた場合は、変更協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	市が必要と認めた場合を除き、提出後の事業提案書の変更等は認められませ ん。
19	入札説明書 本文	20	V.	4	(11)イ	著作権	「事業提案書の全部又は一部を自由に使用」される場合、使用の範囲は「入札参 加者と協議のうえ」かつ使用可の判断を得たものであること、また、本事業の目 的の範囲内であることと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
20	入札説明書 本文	22	Ⅵ	2	(2)	連帯債務	設計・建設JVの構成員は、建設工事請負契約に基づき事業者が負担する義務(貸付料の支払債務、違約金や損害賠償等の支払債務を含む)を連帯債務として負担することとありますが、貸付料の支払債務については建設工事請負契約のどの部分に規定されているのでしょうか。	「建設工事請負契約に基づき事業者が負担する義務(違約金や損害賠償等の支払債務を含む)」に修正します。 併せて、修正箇所一覧及び入札説明書の修正版を参照してください。
21	入札説明書	23	Ⅵ	6	(2)	契約保証金等	維持管理・運営委託契約に係る補償金を算定するにあたり、「委託料」とは光熱水費を含めたサービス対価と解釈して良いですか。	委託料は、開館準備業務の対価、維持管理及び運営業務の対価(別紙5「サービス対価の算定及び支払方法」におけるサービス対価B-1、B-2、C-1、C-2)の合計を指します。
22	入札説明書 本文	23	Ⅵ	6	(2)①	契約保証金の額	建設工事請負契約に係る契約保証金又は履行保証保険付保について、建設工事請負代金額の100分の10以上の金額とありますが、具体的には【様式7-5-1D別添②】に記載する『建設業務費』の100分の10以上の金額が対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務の対価の合計(消費税を含む)が対象となります。
23	入札説明書 本文	23	Ⅵ	6	(2)①	契約保証金の額	建設工事請負契約に係る契約保証金又は履行保証保険付保について、新築工事費相当分の納付対象期間は『令和8年4月～令和10年(2028年)3月(予定)』、既存施設解体撤去費相当分の納付対象期間は『令和7年3月～令和8年(2026年)3月(予定)』との理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約に係る契約保証金又は履行保証は、設計・建設業務の履行を保証するために納付等を行うものであるため、契約保証金の保証期間又は履行保証保険の保険期間は、設計・建設期間を含むものとしてください。
24	入札説明書 本文	23	Ⅵ	6	(2)①	契約保証金の額	維持管理・運営委託契約に係る契約保証金又は履行保証保険付保について、納付時期又は保険契約締結時期は、開業準備期間開始である事業契約締結時でしょうか。	保険契約締結時期については、ご理解のとおりです。 納付時期については、各年度の委託料の100分の10以上の金額を契約保証金として毎年度納付してください。
25	入札説明書 本文	24	Ⅵ	6	(2)③	契約保証金の免除	千葉市契約規則第29条第1号に則り、貴市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は契約保証金を免除いただけることとありますが、建設工事請負契約または維持管理・運営委託契約それぞれについて、保険金額は契約保証金納付金額と同額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。保証金額を、各契約金額の100分の10以上とする履行保証保険に加入していただいた場合、契約保証金納付の免除に該当します。
26	入札説明書 本文	25	Ⅶ	1	(3)	土地の所有	『千葉市・個人(※用地B、Dは令和5年8月に地上権設定契約予定)』とありますが、仮に用地B、Dに地上権設定契約がなされないことによるスケジュール遅延は貴市の帰責として整理され、事業者側のスケジュール・費用等には悪影響は及ばないとの理解でよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	用地B、Dで予定している地上権設定契約が万が一遅延した場合、市の帰責として扱われますが、その程度によっては事業スケジュールに影響が生じる恐れがあります。
27	別紙2 本事業における事業区分	2				サービス対価算定の範囲	『サービス対価算定の範囲』が本来事業のみとなっておりますが、入札説明書別紙5の設計・建設業務の対価(サービス対価A)は、『要求水準書「Ⅲ」に示す設計・建設業務に要する費用の合計』とあります。要求水準書「Ⅲ」に示す設計・建設業務の対象としては飲食スペース・ミュージアムショップ建物も含まれておりますので、本別紙2の『サービス対価算定の範囲』は修正が必要ではないでしょうか(附帯事業に係る設計・建設業務もサービス対価算定の範囲内であることを明記すべきではないでしょうか)。念のため確認させてください。	ご理解のとおり、設計・建設業務の対価には、飲食スペース・ミュージアムショップ建物の設計・建設に係る費用も含まれます。 なお、別紙2では、必須事業かつ本来事業の象限に設計・建設業務が含まれることから、サービス対価算定の範囲としては、飲食スペース・ミュージアムショップ建物の設計・建設に係る費用も含む形となっております。
28	別紙4 事業者が付保する保険					全般	より効果的な保険設計とすべく、現博物館「加曾利貝塚博物館」にて付保している保険の詳細をご教示いただけないでしょうか。	現加曾利貝塚博物館では、収蔵品・展示品(保険金額13,627千円)の破損・盗難等に対して動産総合保険を付保しています。 史跡公園・博物館内でのケガ等については千葉市として加入している市民賠償総合保障保険により対応しています。 また、公園外での活動(市内の遺跡見学会など)では、参加者実費負担によるレクリエーション保険をかけています。

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
29	別紙4 事業者が付保する保険	1	1	(1)	③	建設工事保険	『担保範囲:本事業の契約対象となっているすべての工事(解体撤去工事を除く。)を対象とする。』『保険期間:本施設の着工日から本施設の完成引渡日までの全期間とする。』とあります。 着工日とは、新築工事開始日(令和8年4月)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、新築工事開始日を令和8年4月としているのは、目安であり実際に異なることがあります。
30	別紙4 事業者が付保する保険	1	1	(1)	③	建設工事保険	『保険金額:請負代金額(消費税を含む。)]とありますが、具体的には【様式7-5-1D別添②】に記載する『建設業務費』から『解体撤去工事費』を除いた金額が対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	様式7-5-1D別添②のうち、解体撤去工事費を除く建設業務費(消費税を含む)が対象となります。 併せて、修正箇所一覧及び入札説明書の修正版を参照してください。
31	別紙4 事業者が付保する保険	1	1	(2)	③	第三者賠償責任保険	『保険期間:本施設の着工日から本施設の完成引渡日までの全期間とする。』とあります。 着工日とは、新築工事開始日(令和8年4月)との理解でよろしいでしょうか。	『担保範囲:本事業の契約対象となっているすべての工事を対象とする』としており、着工日とは、「既存施設解体撤去開始日(令和7年3月)」となります。
32	別紙4 事業者が付保する保険	2	2	(3)	③	動産総合保険	『被保険者:市』とありますが、貴市では共済保険付保などは手配されないのでしょうか。貴市にて共済保険付保をなさる場合、保険付保が重複することから適正な保険金額の設定につきご検討いただきますよう、お願い申し上げます。 適正な保険金額を設定いただくことで、保険料の余地分を活用したより付加価値の高い積極的な提案が可能となると考えております。	現在、市が直接契約している動産総合保険について、開館後は事業者に契約をお願いするという趣旨となります。 なお、令和4年度の動産総合保険の保険金額は13,627千円、年間の保険料は1万円に満たない額となっています。
33	別紙4 事業者が付保する保険	2	2	(3)	③	動産総合保険	『保険金額:当該所有資料の評価額全額を保障すること。』とありますが、保険料の算定を行うため、当該所有資料の評価額全額をご提示いただきますよう、お願い申し上げます。	現状の保険金額は、 加曾利貝塚博物館で展示・収蔵している資料 10,894千円 旧幸町第一小学校内に収蔵している資料 2,733千円 計 13,627千円で、年間の保険料は1万円に満たない額となっています。 ただし、新博物館の開館に向けて保険料も一定程度増額する予定です。
34	別紙4 事業者が付保する保険	3	2	(4)	③	展示輸送一括オールリスク保険	『被保険者:市』とありますが、貴市では共済保険付保などは手配されないのでしょうか。貴市にて共済保険付保をなさる場合、保険付保が重複することから適正な保険金額の設定につきご検討いただきますよう、お願い申し上げます。 適正な保険金額を設定いただくことで、保険料の余地分を活用したより付加価値の高い積極的な提案が可能となると考えております。	本市として、展示品輸送時の損害を補償する保険には加入しておらず、開館後、事業者様に手配をお願いするという趣旨となります。 市の主催としては、年1回～2回の特別展または企画展を予定しています。 取り扱う展示品は、考古資料が主となるものとお考え下さい。
35	別紙4 事業者が付保する保険	3	2	(4)	③	展示輸送一括オールリスク保険	『保険金額:当該借用資料の評価額全額を保障すること。』とありますが、保険料の算定を行うため、当該借用資料の評価額全額をご提示いただきますよう、お願い申し上げます。	企画展、特別展での展示品は考古資料が主となる想定です。企画により大きく変動する内容ではありますが、参考として、一般的に展示に使用する考古資料は、優品で20～50万円、破片等含む通常の資料ですと5千円～1万円程度となります。大型の資料でも100万円強となります。 但し、指定文化財ですと200万円～5,000万円となるものもあります。 1回の企画展・特別展で展示品は30点～100点程度となる見込みです。
36	別紙5 サービス対価の算定及び支払方法	2	2	(1)		設計・建設業務の対価(サービス対価A)	『設計・建設業務の対価は、要求水準書「Ⅲ」に示す設計・建設業務に要する費用の合計』とありますが、要求水準書「Ⅲ」に示す設計・建設業務の対象としては飲食スペース・ミュージアムショップ建物も含まれております。 入札説明書別紙2の『サービス対価算定の範囲』では附帯事業が含まれておりませんが、附帯事業に係る設計・建設業務も当然にサービス対価算定の範囲内であることを念のため確認させていただきます。	No.27 の回答を参照してください。

特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
37	別紙5 サービス対価の算定及び支払方法	2	3	(4)		光熱水費等(サービス対価B-2、C-2)	光熱水費等について、開館準備期間中は実績に基づき精算、開館以降は供用開始後3事業年度間は実績に基づき精算、供用開始後4年度目以降は3事業年度の実績値に基づき決定とあります。非常に合理的な支払方法と感じておりますが、一方【様式7-5-1D別添③】の『光熱水費等』にはどのような数値を記載すべきとお考えでしょうか。	今回の施設用途・規模や類似施設における実績等を踏まえて想定される数値を記載してください。提案内容に照らして妥当な設定となっていることを確認するため、併せて、算出根拠欄に積算根拠の記載をお願いします。
38	サービス対価の算定及び支払方法	2		3	(4)	光熱水費等(サービス対価B-2、C-2)	入札時の想定光熱水費に対し実績額が上回った場合、結果的にサービス対価の総額が入札予定価格を超えることが想定されますが、この場合モニタリング等評価への影響はありますか。	モニタリング等評価への影響はありません。但し、事業者の故意・過失により光熱水使用量が著しく増加したと認められる場合は、評価に影響する可能性があります。
39	サービス対価の算定及び支払方法	2		3	(4)	光熱水費等(サービス対価B-2、C-2)	供用開始後4年度以降の光熱水費について、実績が改定基準に満たない場合は、過不足いずれも事業者のリスクと考えると良いですか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書本文	4	II	1	(2)	敷地条件	用地Aについては、埋蔵文化財埋蔵地の記載がございませんが、用地Aについて埋蔵文化財調査はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書本文	8	II	4	(2)②	締結する契約又は覚書	当該記載は、SPCを設立する場合を想定した記載という理解でよろしいでしょうか。現状の記載ですと、設計・建設JVからの各下請け契約や、管理・運営JVからの各再委託契約についても対象となるように見受けられます。下請け契約又は再委託契約については、どのような委託条件とするかなど含め、事業者側のノウハウであり、SPCを設立する場合は通常開示を求められないものですので、念のため確認させてください。	SPCの設立有無によらず提出が必要です。本事業に関連する第三者及び契約内容等の把握を目的として、契約又は覚書等の一覧の提出を求めます。なお、下請け契約又は再委託契約の委託条件を含む文面(写し)については、事業者の経営に影響が少ないものとして市が承諾した場合は、提出の省略や該当部分の曇り等の処理の上提出することができます。
42	要求水準書本文	9	II	4	(2)④イ	計算書類等 SPCを設立しない場合	当該記載は、SPCを設立する場合を想定した記載のようにお見受けいたします。業種を幅広くまいた企業集合体である『事業者』は、別法人であり、統合した本事業に関する収支報告書(本事業における損益計算書及びキャッシュフロー計算書に相当する計算書類)というものが存在しませんが、どのように対応すべきでしょうか。ご教示ください。	SPCを設立しない場合においても、本事業に係る財務状況を確認する観点から、事業全体に関する収支報告書(7-5-1D別添①)で提出いただく事業収支計画の実行状況を示すもの)の作成・提出を行っていただきます。
43	要求水準書本文	10	II	4	(4)③	業務の報告	当該記載は、年間事業運営計画と同様、開館準備業務、維持管理業務、運営業務、附帯事業等を対象としたものとの理解ですが、念のため確認させてください。(設計・建設業務は、業務日報のご報告が適する業務ではないため、念のため確認させてください。)	ご理解のとおり、年間事業運営計画と同様、開館準備業務、維持管理業務、運営業務、附帯事業等を対象とします。業務日報や業務月報の様式は任意であり、要求水準書を充足する限りにおいて、その記載項目等は事業者任せます。
44	要求水準書本文	11	II	4	(4)⑥	財務	当該記載は、SPCを設立する場合を想定した記載のようにお見受けいたします。業種を幅広くまいた企業集合体である『事業者』は、別法人となりますので、念のため確認させてください。	No.42 の回答を参照してください。
45	要求水準書本文	12	II	4	(5)③	責任者の配置	『総括責任者』と『統括マネージャー』の兼務は可能とのことですが、貴市のイメージを確認させてください。『統括マネージャー』は、常設展、企画展の開催、及び新博物館運営に関して協議を行う「新博物館経営戦略会議(仮称)」に参画することからも、管理・運営JVから選出するイメージでしょうか。また、入札説明書P.22に『③ 代表企業は、要求水準書「Ⅱ. 4. (2)～(4)」に示す事項について、主体的に実施すること。』とあることから、『総括責任者』は代表企業から選出するイメージでしょうか。	ご理解のとおりですが、『統括マネージャー』の管理・運営JV以外からの選出・『総括責任者』の代表企業以外の構成員からの選出を妨げるものではありません。また、事業期間中、各責任者の交代は可能としておりますので、事業段階に応じて適切に配置ください。

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
46	要求水準書 本文	12	Ⅱ	4	(5)③	責任者の配置	『総括責任者』は代表企業から選出することを貴市がご想定の場合、入札説明書P.22に『④ 代表企業の交代は可能とするが、新たな代表企業及び構成員の名称、交代時期を事業提案書に明記すること。』とありますので、併せて当該総括責任者についても交代時期等を事業提案書に明記すべきでしょうか。ご教示ください。	各責任者について、あらかじめその交代が予定されているのであれば、事業提案書にその旨をご記載ください。
47	要求水準書 本文	13	Ⅱ	4	(5)③	責任者の配置	『統括マネージャー』と『運営業務責任者』は共に常勤とありますが、兼務することは可能との理解でよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	統括マネージャーは、各業務責任者を指揮監督する立場であるため、各業務責任者との兼務は不可とします。
48	要求水準書 本文	17	Ⅲ	2	(1)①ア	業務範囲	展示設計業務が建築士法に該当する設計業務となる場合は、展示施工業務に対する監理業務が発生することになると思料いたしますが、「(ウ)工事監理業務」においても展示施工業務に対する監理業務の記載はございませんので、展示設計業務は建築士法に該当しない業務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、建築確認申請の必要となる範囲は、建築士法上の設計かつ工事監理の範囲に該当いたします。
49	要求水準書 本文	18	Ⅲ	2	(イ)	別途工事	別途工事との調整等が建設業務に含まれていますが、想定される別途工事をご教示いただけますでしょうか。	史跡との周遊路・連絡歩道橋の工事や前面道路の改良工事が想定されます。
50	要求水準書 本文	19	Ⅲ	4	(1)	基本方針	史跡を望む展望設備を整備し、加曾利貝塚の全景を見渡せるようにすると記載ありますが、P40のオ 展望エリアでは、新博物館周辺を一望できる環境を設置することとあります。本計画地と加曾利貝塚の敷地レベルがほぼ同様であり全景を見渡すのが困難であることから、展望設備は新博物館周辺を一望できる環境を設置する認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 新博物館から坂月川や加曾利貝塚を望む環境を整備してください。
51	要求水準書 本文	28	Ⅲ	5	(4)	機能性	文化財専用エレベーターとありますが、特別収蔵庫、一時保管庫を利用する展示品のみの利用とし、一般収蔵庫の展示品は利用できないという認識でよろしいでしょうか？	特別収蔵庫、一時保管庫を利用する資料の階層移動が必要な場合は、「文化財公開施設の計画に関する指針(文化庁)」により、文化財及び関連する荷物の運搬に使用するエレベーターは専用としてください。
52	要求水準書 本文	28	Ⅲ	5	(4)	機能性	一般収蔵庫の展示品は専用エレベーターの設置は不要で、従業員移動用エレベーターと兼用してもよいと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。但し、兼用する用途全てに適した仕様としてください。
53	要求水準書 本文	40	Ⅲ	6	(3)⑩	外構計画 ウ(イ)既存建築物、 既存工作物	設備機器を含むすべてを撤去する旨の記載がございますが、既存建築物内の設備機器等残置物の有無を現地見学会では目視できませんでした。別添資料6に旧浄化センターの図面がございますが、設備機器等につきまして、撤去済みなのか残置されているのかを明示いただきたくお願いいたします。	撤去範囲はご提案の計画によりますので、撤去が確定している小倉浄化センター解体範囲図(要求水準書 別添資料6)を参照してください。 なお、敷地内の既存施設は解体範囲図に記載がない設備等についても、原則全て撤去してください。 必要に応じてNo.14でご案内する現地見学会でご確認ください。
54	要求水準書 本文	40	Ⅲ	6	(3)⑩	外構計画 ウ(イ)既存建築物、 既存工作物	埋設タンク、基礎、設備機器、埋設配管等を含むすべてを撤去する旨の記載がございます。別添資料4土壌汚染調査分析結果報告書によれば土壌汚染はないとのことですが、旧浄化センターで使用されていた有害物質を開示いただきたくお願いいたします。	メンテナンスとして使用されていたガソリンにベンゼン、鉛及びその他化合物が含まれていた可能性があります。 令和4年度実施の地歴調査の結果から土壌汚染のおそれが認められたため概況調査を実施中です。調査結果が判明次第、追加公表します。
55	要求水準書 本文	40	Ⅲ	6	(3)⑩	外構計画 ウ(ウ)既存樹木	伐根する際の深さについて記載がございません。表層からの伐根深さは、事業者が判断してよいと理解してよろしいでしょうか。(根の完全な除去ではなく、根を地中に残置してもよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりで結構です。ただし、伐根不十分により生じた問題(害虫、地盤沈下、根の成長による設備配管への影響等)については、事業者のご負担で対応頂くこととなります。

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
56	要求水準書 本文	42	Ⅲ	6	(3)	建築計画	大型バスの駐車場所を整備とあるが、台数は何台想定かご教授いただけますでしょうか？	現在の来館状況を踏まえて、事業者にて適切な駐車台数の設定をお願いします。
57	要求水準書 本文	66	Ⅴ	2	(1)	防災訓練	作成・承認された消防計画に基づき実施する防災訓練は事業者主導で行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書 本文	66	Ⅴ	2	(1)	法令に基づく有資格者	記載された有資格者については、施設に常駐する必要はなく維持管理担当企業の職員から選任(関係部署への届け出)すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書 本文	66	Ⅴ	4	(4)	修繕業務	緊急性が高い修繕業務が発生した場合、修繕業務を優先して行う必要があるかと考えます。修理後に依頼(手配)した見積額が100万円を越えた場合は、貴市の負担として頂けませんか。	100万円を超えることが予想される場合には、その時点で市と事業者が協議し、金額確定後にそれぞれの負担を決定するものとします。
60	別添資料3 什器・備品リスト					参考型式要求性能	参考型式 要求性能に記載あるメーカー名、品番は参考とし、同等以上の性能を有するもののメーカー、品番への変更は可能という認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。調達時点での現行機種で同等以上のものを想定しています。
61	別添資料6					解体工事	用地Aエリアの外構(アスファルト舗装部・土留擁壁・等々)の解体範囲はどこまでなのか(全撤去なのか、舗装は残すのか、など)ご教示ください。	フェンス、門扉等も含め既存撤去、再計画を基本として考えています。土留め擁壁について、既存擁壁を残す場合は十分な安全対策を講じることを必須とします。舗装については、屋外活動や別添資料 13「新博物館から特別史跡までのアクセスルート計画図」を十分に考慮頂いた提案となるようお願い致します。
62	別添資料6					解体工事	解体完了後の敷地形状(法面を形成し既存の段差を維持するのか)について、どのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	事業者の計画に委ねます。ただし、段差を維持する場合は車いす利用者が円滑に移動できるよう配慮をお願いします。
63	別添資料6					全体	解体工事の撤去範囲の図面等はありませんでしょうか。もしありましたらお示しをお願いいたします。	撤去範囲はご提案の計画によりますので、撤去が確定している小倉浄化センター解体範囲図(要求水準書 別添資料6)を参照してください。
64	別添資料6					全体	解体工事範囲の埋設調査は行わないという理解でよろしいでしょうか。	A敷地は周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれておらず、過去の土地造成により遺跡が存する可能性がない土地であるため、埋蔵文化財に係る調査は行いません。また既存施設の埋設物調査は行いません。
65	別添資料6					全体	アスベストは別途という理解でよろしいでしょうか。	アスベスト調査は設計業務の中で事業者にて実施してください。含有が確認された場合は、市の費用負担で事業者に撤去・処分をお願いします。また、当該撤去・処分工事に係る工期の延長については市との協議とします。
66	別添資料6					管理棟	管理棟内に特化物は無いものと理解してよろしいでしょうか。	特定化学物質としては、メンテナンスとして使用されていたガソリンにベンゼン、鉛及びその他化合物が含まれていた可能性があります。令和4年度実施の地歴調査の結果から土壌汚染のおそれが認められたため概況調査を実施中です。調査結果が判明次第、追加公表します。
67	別添資料6					全体	汚染土は無いものと理解してよろしいでしょうか。	令和4年度実施の地歴調査の結果から土壌汚染のおそれが認められたため概況調査を実施中です。調査結果が判明次第、追加公表します。

特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
68	別添資料6					調整槽	調整槽のPCパイプφ300、φ800×38本は撤去範囲でしょうか。ご教示ください。	既存図面に記載されている埋設物は撤去してください。 杭を撤去することで地盤が緩む場合や、新たな建築物の杭として再活用する場合は残置可能です。
69	別添資料6					全体(タンク)	各タンク内は空という理解でよろしいでしょうか。	最終沈殿池及び調整タンクの内部の機器については撤去し、埋め戻しを行っています。 その他の建築物においては汚水処理に伴う残存物はありますが雨水が侵入しており、機器等も残置されています。
70	別添資料6					汚泥処理施設	汚泥処理棟の既存図面に杭伏せ図がございますが、杭の仕様不明です。ご教示をお願いいたします。また、この杭は撤去範囲でしょうか。	資料はありません。隣接する汚水貯留槽の杭を参照し、撤去してください。
71	別添資料6					全体	新築は計画中ですが、新築に干渉しない地中の既存躯体や構築物は残置しても構わないという理解でよろしいでしょうか。	既存図面に記載されている埋設物は撤去してください。 杭を撤去することで地盤が緩む場合や、新たな建築物の杭として再活用する場合は残置可能です。
72	別添資料6					解体工事	別添資料6の表紙に示されているCB造建築物、発電機室、倉庫、滅菌室、汚水乾燥床の詳細が資料にございません。ご教示をお願いいたします。	No. 14の回答を参照してください。
73	別添資料6					解体工事	敷地A、B、C、Dの新築工事範囲における埋設物(地中障害)に関する資料があればご提示をお願いします。もし資料がない場合、新築着工後、地中障害が判明した段階で別途協議とさせていただきます。よろしいでしょうか。	敷地Aは提示している既存図面を参照してください。なお、敷地B、C、Dに関しては資料がありません。 B・D敷地はほぼ全面で市の埋蔵文化財発掘調査を予定しており、C敷地は特別緑地保全地区であるため、土地の掘削は想定していません。 各敷地において地中障害が判明した段階で協議の上、変更契約することを想定しています。
74	別添資料6					解体工事	敷地Aの既存建屋以外の埋設物(地中障害)に関する資料があればご提示をお願いします。もし資料がない場合、新築着工後、地中障害が判明した段階で別途協議とさせていただきます。よろしいでしょうか。	提示している図面以外には資料がありません。 その為、地中障害が判明した段階で協議の上、変更契約することを想定しています。
75	別添資料6、11					解体工事	敷地A内の既存施設のうち、地下に残置されている旧浄化槽内は、空の状態でしょうか。あるいは、埋戻しがされていますでしょうか。	最終沈殿池及び調整タンクの内部の機器については撤去し、埋め戻しを行っています。 その他の建築物においては汚水処理に伴う残存物はありますが雨水が侵入しており、機器等も残置されています。
76	展示ケース要求水準						「展示ケース共通要求水準」に記載されている各仕様が特定メーカーのものと思受けられるものになっておりますが、公開承認施設等に納入実績のある展示エアタイトケースの仕様と同等でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。展示ケースに求める水準を示したものとなります。
77	展示ケース要求水準	1				背面可動パネル	常設展示室壁面ケースにおいて、展示替えが想定される個所に、必要に応じて可動パネルを設ける、とありますが、枚数・大きさなどの設定をお願いできませんでしょうか。	「加曽利ラボ 大テーマⅣ」(想定面積100㎡)への配置をイメージしています。 具体的には提案に抛りたいと考えています。
78	展示ケース要求水準	2				展示ケース共通	LEDライト2列以上で列ごとに調光・調色が可能とありますが、実機テストの上、均斉度などが同等以上であれば、列の数に制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	照明は列ごとに調光・調色を行うことがあるため、2列以上としてください。

特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
79	展示ケース要求水準	2				独立ケース共通	「少なくとも1面が全面開口することを基本」とありますが、ケース形状や方式により、全面でないことが合理的と協議により認められた場合はその限りではないということでもよろしいでしょうか。	展示品の安全性や作業の効率性を確保した上で、より良い方法のご提案を妨げるものではありません。
80	展示ケース要求水準	2				免震性能	置き式の免震台のサイズ・数量などをご指定ください。	少なくとも、企画展示室に配置予定の行灯ケースは、すべて内部に設置できる免震台を用意してください。
81	別添資料11					全体	敷地A,B,C,Dの伐採、伐根の見積範囲をお教えてください。また、埋文調査後、どのような状態で施工業者に引き渡されるのか、ご指示をお願い致します。	見積もり範囲はいずれも全域を基本と考えていますが、用地A、Cの樹木伐採範囲については既存樹木の活用など事業者のご提案に委ねます。引き渡し状態は、用地A、Cについては現状引き渡し、用地B、Dについては埋文調査跡の発生土による埋戻しを基本としますが、引渡しの方法は協議に応じます。また、いずれの用地も伐根は事業者にて実施していただきます。
82	別添資料11					全体	小倉浄化センターゲートからの工事車両の出入りは可能と考えてよろしいでしょうか。別紙1参照	主たる出入口とはしない場合に限り、工事車両による利用は可能とします。ただし、利用する場合は住宅地を通る工事車両ルートとなるため近隣には十分に配慮願います。
83	別添資料13 新博物館から特別史跡までのアクセスルート計画図					新博物館から特別史跡までのアクセスルート計画図	別事業である新博物館から特別史跡までのアクセスルートのためのエレベーターは、別添資料13で示された敷地南西角に限定することなく、また博物館と別にエレベーター棟を建設するというのではなく、博物館の建物と一体となったものとして、例えば建物内のエレベーターと共有すると捉えても良いという認識でよろしいでしょうか？	敷地南西角にエレベーター棟を建設する予定ですが、予定価格を超過しない限りにおいて、事業者による別提案を妨げるものではありません。
84	別添資料14	1	3	(1)	②	警備体制	『②夜間(18:00～翌日 9:00)および休館日は、警備員室に1名常駐する。』とありますが、予定価格算定時の条件も同条件にて算出されておりますでしょうか。昨今の人件費高騰、人材確保困難状況下において、適正な予定価格策定となっていることを念のため確認させてください。	博物館内のみであれば、夜間、休日は機械警備でも対応できることから、「要求水準書 別添14 警備条件に関する資料」を、開館時間中は人的警備、夜間休日は機械警備の体制とする形に改めます。なお、本DBO事業とは別に史跡内において夜間の巡回警備業務を別途発注することも検討しており、警備員室はこの業務に必要となる性能を備えてください。併せて、変更履歴版及び要求水準書 別添14 警備条件に関する資料の修正版を参照してください。
85	別添資料14	1	3	(1)	②	警備体制	『②夜間(18:00～翌日 9:00)および休館日は、警備員室に1名常駐する。』とありますが、機械警備での警備体制もありながら、過剰ではないでしょうか。中央監視センターからの非常駐警備・駆け付けでの対応をお認めいただきたく、何卒よろしく願い申し上げます。	No.84 の回答を参照してください。
86	別添資料15 「加曽利ラボ」展開イメージ	1				貝塚ムラとくらし「大テーマ解説」	「～基本的には中テーマ間は自由導線として回遊できるようにする」とありますが、当該大テーマの中での自由導線が確保されていればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「大テーマⅠ 貝塚ムラとくらし」の中で自由動線を確保してください。
87	別添資料15 「加曽利ラボ」展開イメージ	2				縄文文化と社会の変化「大テーマ解説」	「～時系列を追う形で、コーナー内部に部分的な規定導線」とありますが、イメージがとらえがたいため例についてご教えてください。	自由動線となる「大テーマⅠ 貝塚ムラとくらし」に対して、「大テーマⅡ 縄文文化と社会の変化」を規定動線として構成する、という意図でした。大テーマⅡの中は、地形→草創期・早期→前期→中期→後期・晩期という順路が設けられているイメージです。

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
88	別添資料17	1	1			開館までの施設の維持管理	枯らしについては、開館準備業務における開館までの施設の維持管理に記載がございますが、施工業務においては記載がございません。施工期間中は枯らしは必要でしょうか。必要な場合、枯らしの方法をご教示ください。	躯体完成から二夏の枯らし期間を確保することを前提として、予定する事業期間から、施工中も枯らし期間にお見込み頂くこととなります。手法については、コンクリートの養生方法、アンモニア発生量低減対策、換気方法、モニタリング方法など事業者でお持ちのノウハウにてご提案をお願いします。
89	運営業務に関する要求水準	5	3			企画展示・コレクション展示	企画展示計画において、市主体部分の事業者に印が入っていませんが、展示企画策定(経営戦略会議)への下線があるため、会議出席を通じて参画するという認識で良いですか。	ご理解のとおりです。 博物館運営に関する情報共有を考えています。
90	運営業務に関する要求水準	5	3			常設展示 未来ラウンジ	事業者スタッフの常駐を想定していないとの記載がありますが、運営開始後の実際の業務内容、作業量によりサービス対価の対象とする協議は可能でしょうか。それともあくまでもサービス対価は変動させず、可能な範囲での協力事項と捉えて良いですか。	未来ラウンジの対応自体は市の学芸員が行うものと想定しており、お願いする業務は、主に来館者との取次と考えています。可能な範囲での協力事項とお考えください。 ただし、任意事業の会場として未来ラウンジの使用は可能と考えておりますので、事業者様独自の企画にもご活用ください。
91	運営業務に関する要求水準	7	3			空間構成、会場施工	市が主体となって企画する空間構成、会場施工が事業者業務となっておりますが、この施工等にかかる経費負担は市と考えて良いでしょうか。事業者負担である場合は年間/または事業期間中の想定額をお示しください。	市の主催する企画展の空間構成、会場施工はサービス対価の範囲内であり、これに係る経費は事業者がお支払いください。 経費の参考額として、類似施設では、年間10,000千円程度となっています。
92	運営業務に関する要求水準	8	3			展示室運営	監視業務において、貴重資料展示など通常運営の範囲を超えた人的対応を求められた場合、その対応にかかる経費はサービス対価とは別に市に請求できるものと考えて良いですか。	特に貴重資料展示など、特別な対応が予測できる企画がある際には、看視、警備等に係る予算を別途計上し、追加業務として委託する形を想定しております。
93	運営業務に関する要求水準	8	4			出張展示	展示作業時は学芸員に同行することとありますが、学芸員のみで展示作業が実施できる場合、かならずしも同行しなくても良いという認識で良いですか。	ご理解のとおりです。
94	運営業務に関する要求水準	8	4			出張展示	学芸員なしで展示作業を行う場合もあるとの記載について、事業者の業務が展示補助であることと矛盾しているように思います。記載内容に相違はないでしょうか。	ポスター掲示のみ等を想定していましたが、ご指摘の通り補助の範囲を超えるものと考えられますので、記載を削除します。 併せて、変更履歴版及び運営業務に関する要求水準の修正版を参照してください。
95	提出書類の作成要領	3	3		(1)	入札書及び事業提案書の提出要領	「事業提案書の副本には、ロゴマークの使用等を含めて、構成員等がわかる記述をしないこと」とありますが、正本においては企業名を記載してもよいという理解でよろしいでしょうか。また、副本においては、企業対応表を添付する必要はございませんでしょうか。また、構成員等には、構成員から再委託する企業は含まないということよろしいでしょうか。	正本1部については、ご理解のとおりです。 副本については、構成員、協力企業及び再委託先等を含め、特定の企業名及び企業を類推できる記載は行わず、「様式4-1 本事業に係るグループ 認定申請書」と対応する該当の構成員番号等(アルファベット表記でも可)を使用することとします。
96	提出書類の記載要領及び様式一覧	1				添付書類	サービス対価の内訳書(設計・建設業務の対価)、サービス対価の内訳書(開業準備業務の対価、維持管理及び運営業務の対価)、付帯事業・任意事業の収支計画の副本の部数が20~22部となっておりますが、19部の間違いという理解でよろしいでしょうか。	No.15 の回答を参照してください。

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
97	提出書類の記載要領及び様式一覧	1				添付書類	別紙1で定められていない書類以外で書類を添付することは認められるのでしょうか。例えば、関心表明書や事業者内でのリスク分担表等です。	<p>『別紙1 提出書類の記載要領及び様式一覧』の「リスク想定及び対策と事業継続性の担保」および「地域産業の振興・地域との連携等」の「添付資料」に、下記を追加して修正します。 併せて、変更履歴版及び別紙1 提出書類の記載要領及び様式一覧の修正版を参照してください。</p> <p>「リスク想定及び対策と事業継続性の担保」 書類名：事業者間のリスク分担を示す資料※ 記載要領：※事業者間のリスク分担表やそれに類する資料を作成している場合は、添付すること。 「地域産業の振興・地域との連携等」 書類名：関心表明書※ 記載要領：※市内事業者から取得している場合は添付すること。</p>
98	別紙1 提出書類の記載要領及び様式一覧					什器・什器備品リスト	別添資料3の什器・備品リストを参考にし、実際に納品予定のメーカー、品番を記載するという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
99	様式集 (Word)	16				様式7-1-1 入札書	念のための確認ですが、様式7-1-1に記載する金額は税抜金額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	様式集 (Word)	17				様式7-1-2 入札価格内訳書	『設計・建設業務の対価』に様式7-5-1D別添②と同様『その他業務費』欄を追加するという理解でよろしいでしょうか。	『様式7-1-2 入札価格内訳書』の『設計・建設業務の対価』に『その他業務費』欄を追加する形で修正いたします。 併せて、変更履歴版及び様式集 (Word) の修正版を参照してください。
101	様式集 (Word)	18				様式7-2 事業提案書提出一覧表	『別紙1 提出書類の記載要領及び様式一覧』では、『提案審査書類一覧表』と記してありますが、様式7-2記載の『事業提案書提出一覧表』が正でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 『別紙1 提出書類の記載要領及び様式一覧』の記載を『事業提案書提出一覧表』に修正いたします。 併せて、変更履歴版及び 別紙1 提出書類の記載要領及び様式一覧の修正版を参照してください。
102	様式集 (Word)	18				様式7-2 事業提案書提出一覧表	様式7-5-4Aが『運営計画』となっておりますが、『運営方針』が正でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 表中の様式7-5-4Aを『運営方針』に修正いたします。 併せて、変更履歴版及び様式集 (Word) の修正版を参照してください。
103	様式集 (Word)	18				様式7-3 要求水準等に関する確認書	『別紙1 提出書類の記載要領及び様式一覧』では、『要求水準等に関する確認書』と記載してありますが、様式7-3記載の『要求水準等に関する確認書』が正でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 『別紙1 提出書類の記載要領及び様式一覧』の記載を『要求水準等に関する確認書』に修正いたします。 併せて、変更履歴版及び 別紙1 提出書類の記載要領及び様式一覧の修正版を参照してください。
104	様式集 (Excel)					様式7-5-1D別添①	当該様式は、【SPCを設立しない場合】は提出不要との理解でよろしいでしょうか。 もしくは、管理・運営JVとしての損益計算書(維持管理及び運営業務等)のみご提出でしょうか。なお、この場合、管理・運営JVは会社法上の登録などはしませんので、『収益』及び『費用』のみを記載すればよろしいでしょうか。(つまり、『営業損益』、『営業外損益』、『税引前当期純利益』、『法人税等』、『税引後当期純利益』は空欄にて提出でよろしいでしょうか。)	SPCの設立有無によらず提出が必要です。 該当しない項目がある場合、項目の削除は行わず、数値を入れる編集可能セルに「0」を記載してください。
105	様式集 (Excel)					様式7-5-1D別添① 事業収支計画	令和21年度に発生する費用がある場合は、適宜列を追加することでよろしいでしょうか。	事業契約終了は令和21年3月を想定しており、本事業に係る費用が21年度以降に発生することは想定していません。

特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
106	様式集 (Excel)					様式7-5-1D別添 ④	『消費税及び地方消費税』の欄がありませんが、『収益』の分類中に欄を追加するという理解でよろしいでしょうか。	様式7-5-1D別添④に「収支(税抜)」「消費税及び地方消費税」「収支(税込)」の3行を追記修正いたしますので、整合が取れる記載方法としてください。併せて、変更履歴版及び様式集(Excel)の修正版を参照してください。
107	基本協定書 (案)【SPCを 設立しない場 合】	3	第6条			共同企業体の組成	共同企業体協定書につきまして、異業種間の乙型JVとなるものと思料いたしますが、具体的な指定書式があればご提示いただけますでしょうか。	千葉市において参考様式はありません。国土交通省が公表しているためそちらを参照してください。
108	基本協定書 (案)【SPCを 設立しない場 合】	4	第7条	第3項		有効期間	『第3条第1項第1号に定める基本契約が締結された場合には、第8条の規定は効力を失う。』とありますが、第3条第2項の規定も効力を失うと追記いただくのが正ではないでしょうか。原文ですと、当該基本協定からも事業契約(基本契約、建設工事請負契約、維持管理・運営委託契約)からも同一事象に関し、それぞれ違約金請求が出来るような規定となっておりますでしょうか。同一事象に関し、それぞれ違約金請求出来るような規定は、他案件と比して過剰と考えます。	基本協定書については、第7条第1項にて、事業契約の全部が締結された日を終期とすることが定められており、ご指摘の第3条第2項についても、事業契約の全部が締結された場合には、この規定により効力が失われることとなります。したがって、事業契約の全部が締結された後は、建設工事請負契約又は維持管理・運営委託契約により、該当する各契約当事者に請求することとなり、同一事象について、一当事者に重複して違約金を請求することはありません。ただし、同一事業者が建設工事請負契約と維持管理・運営委託契約の両方の契約当事者となる場合において、当該事業者が各契約に定める違約金の対象となる行為を行ったときは、それぞれの契約単位で違約金請求の対象となり得ます。なお、基本契約には違約金の定めがないため、基本契約の締結を理由として第3条第2項の効力を失わせることは応諾しかねます。以上の理由により、原案のとおりとします。
109	基本協定書 (案)【SPCを 設立しない場 合】	4	第8条	第4項		秘密保持	『落札者の役員、従業員、代理人又はコンサルタント、出資者に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし』とありますが、雇用関係や委託関係にある者については守秘義務を遵守させることは当然でございますが、各企業の出資者、特に個人出資者等に対して守秘義務の遵守確約を求めることは現実的ではありません。ご再考いただけますよう、お願い申し上げます。	基本協定書(案)【SPCを設立する場合】第10条第4項及び基本協定書(案)【SPCを設立しない場合】第8条第4項を修正し、「代理人又はコンサルタント、出資者」の箇所を「第1項第5号に基づき開示した者」に改めます。併せて、修正箇所一覧及び基本協定書(案)の修正版を参照してください。
110	基本協定書 (案)【SPCを 設立しない場 合】	4	第8条			秘密保持	本項の号に、「開示の前に、既に知得していた場合」を追加修正していただけますでしょうか。	基本協定書(案)【SPCを設立する場合】第10条第1項及び基本協定書(案)【SPCを設立しない場合】第8条第1項を修正し、「開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる場合」を追加します。併せて、修正箇所一覧及び基本協定書(案)の修正版を参照してください。
111	基本協定書 (案)【SPCを 設立しない場 合】	4	第8条		(5)	秘密保持	『守秘義務資料』の「様式2 守秘義務対象開示資料交付申込書」の3.においては、「本事業の検討に関係のある者」という表現があり、協力会社を含むと解釈できるものになっておりますので、本協定書においても同様の解釈とし、「本事業にかかるアドバイザーまたは本事業の協力を依頼する相手方(協力会社・メーカー等)」に修正いただけませんかでしょうか。	基本協定書(案)【SPCを設立する場合】第10条第1項第5号及び基本協定書(案)【SPCを設立しない場合】第8条第1項第5号を修正し、「当事者の弁護士その他の本事業にかかるアドバイザー又は再委託先に守秘義務を課して開示する場合」とします。併せて、修正箇所一覧及び基本協定書(案)の修正版を参照してください。
112	基本契約書 (案)【SPCを 設立しない場 合】	4	第13条	3		秘密保持	本項の号に、「事業者が守秘義務契約を締結した者に開示する場合」も追加修正していただけますでしょうか。	基本契約書(案)【SPCを設立する場合】第14条第3項及び基本契約書(案)【SPCを設立しない場合】第13条第3項を修正し、「事業者が守秘義務契約を締結した事業者のアドバイザー又は再委託先に開示する場合」を追加します。併せて、修正箇所一覧及び基本契約書(案)の修正版を参照してください。

特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
113	基本契約書(案)【SPCを設立しない場合】	6				特約条項条文	『本基本契約は、建設工事請負契約が(中略)否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において事業者により損害を生じた場合においても、市は一切その賠償の責に任じない。』とあります。一方、基本契約書(案)第11条には、『事由の如何を問わず、建設工事請負契約又は維持管理・運営委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合には(中略)当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、締結に至らなかった当該契約に関し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。』とあります。 本特約条項条文についても、貴市だけではなく、『市及び事業者は相互に一切その賠償の責に任じない。』とご再考いただきますよう、お願い申し上げます。	基本契約書(案)【SPCを設立する場合】第12条及び基本契約書(案)【SPCを設立しない場合】第11条において、「相互に債権債務関係の生じないことを確認」しているのは、その前段の「当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用」に関してであり、当事者に生じた損害に係る債権・債務を対象とするものではありません。 この点、特約条項は、市議会において否決されることを理由とする免責であり、そもそも第11条が適用される場面とは異なることから、事業者にもその効力を及ぼすのは適当ではありません。 以上の理由により、原案のとおりとします。
114	建設工事請負契約書(案)	前文					『維持管理・運営委託契約(基本契約第7条第2項に定義された意味を有する。)]とありますが、基本契約第7条第2項に定義されていますでしょうか。 また、SPCを設立する場合の基本契約書(案)とSPCを設立しない場合の基本契約書(案)では条項数に違いもあるように見受けられます。ご整理いただけますと幸いです。	SPCを設立する場合と設立しない場合それぞれについて、基本協定書(案)に定義されているため、そちらを引用する形に修正します。 併せて、修正箇所一覧及び建設工事請負契約書(案)の修正版を参照してください。
115	建設工事請負契約書(案)	前文				特約条項条文	『建設工事請負契約は、建設工事請負契約が千葉市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者により損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。』とあります。 一方、基本契約書(案)第11条には、『事由の如何を問わず、建設工事請負契約又は維持管理・運営委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合には(中略)当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、締結に至らなかった当該契約に関し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。』とあります。 本特約条項条文についても、貴市だけではなく、『市及び事業者は相互に一切その賠償の責に任じない。』とご再考いただきますよう、お願い申し上げます。	No.113の回答を参照してください。
116	建設工事請負契約書(案)	2	第3条			設計業務	本条の「設計業務」とは、施設設計業務と展示設計業務が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	建設工事請負契約書(案)	2	第3条	第2項		設計業務	『(中略)監督員に提出して承諾を得るものとする。』とありますが、本契約第9条に定める監督職員が適切ではないでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
118	建設工事請負契約書(案)	2	第4条	第1項		契約の保証	『(中略)履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。』とありますが、寄託の具体的な手続きをご教示ください。新たな寄託契約などは締結せずに、保険証券の原本は契約者である事業者側が保管し、写しを被保険者である貴市に提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
119	建設工事請負契約書(案)	3	第8条	第2項		特許権等の使用	『発注者は(中略)特許権等を無償で自由に(中略)実施、使用等(中略)する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。』とありますが、この契約の終了後も特許権等の実施、使用等をする権利を有するのは、あくまでも貴市に所有権が移転する範囲という理解でよろしいでしょうか。つまり、維持管理業務や運営業務などについて特許権等を有した提案をした場合において、この契約の終了後も無償でこれらの特許権等の実施、使用等をする権利までを譲渡することはない、との理解でよろしいでしょうか。仮に譲渡する必要がある場合、特許権等に係る売買契約又は使用許諾契約などが必要となりませんか。また、予定価格の算定に際し、当該特許権等の価格は適切に見込まれていらっしゃるでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおり、第8条第2項においては、工事的物の維持管理、運営その他の利用等(本事業後も含む。)に必要な範囲でのライセンスの無償の付与を規定するもので、特許権の譲渡までは想定しておりません。
120	建設工事請負契約書(案)	7	第17条	4		設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	破壊検査の結果、施工に問題がない場合、又は受注者の責に抛らない事由によるものであった場合は、検査又は復旧に直接要する費用の負担は、免責されると理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)第17条第2、3項のとおり、受注者が第13条第2項等の規定に違反した場合で必要と認められるとき、又は工事の施工部分が要求水準書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合で必要と認められるときを対象としており、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とします。
121	建設工事請負契約書(案)	7	第19条、第19条の2	3、3		設計図書の変更、設計図書の変更に係る受注者の提案	「必要があると認められるとき」とは、発注者様の一方的な判断ではなく、受注者にも合理的に理解されるものであると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	建設工事請負契約書(案)	8	第26条	第1項		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価改定の基準日が『請負契約締結の日』となっておりますが、一方、入札額を提示する令和5年(2023年)11月の『提案審査書類の提出』から、令和6年(2024年)3月の『事業契約の締結』までは5か月弱の期間がございます。昨今の物価変動局面において、当該5か月弱の期間は非常に影響が大きく、合理的な入札額算定が困難です。貴市と事業者側の双方にとって合理的な物価改定基準日は、提案審査書類の提出日と強く考えますので、物価改定基準日につきご再考の程何卒宜しくお願い申し上げます。	予定価格には、事業契約締結までの物価上昇分を見込んでいるため、物価変動に伴う対価改定の基準日は、事業契約締結の日となります。

特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
123	建設工事請負契約書(案)	8	第26条	第2項		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	<p>建設工事請負契約書においては、受注者は、施設設計業務、建設業務、工事監理業務、展示設計業務、展示施工業務を請け負うものであり、第1条に定義される「請負代金」はこれら業務に関する対価の総額であると認識しております。</p> <p>受注者である企業体は、乙型の企業体であるため、乙型JVの性格上、上記各業務はJV構成員で分担して実施し、JV内部の会計も、共通経費等を除き、原則として各業務を分担する構成員が各々の責任で決算することとなります。</p> <p>仮に今回の請負代金の構成が、施設設計業務:1億円、建設業務:50億円、工事監理業務:4000万円、展示設計業務:1,000万円、展示施工業務:5,000万円とした場合、請負代金額としては52億円となります。展示施工業務において、著しい物価上昇が発生し、工事費が50%跳ね上がってしまった場合、展示施工業者は、2,500万円のスライドを請求する状況になりますが、いわゆる足切りが変更前「請負代金額」に対して1000分の15とされておりますので、足切り金額は52億円の1000分の15となりますので7,800万円となり、展示施工業者は一切スライド請求を行うことができないことになってしまいます。これは、展示施工業者にとって非常に不合理な結果となってしまいます。</p> <p>つまり、この契約において、「請負代金」を各業務の請負代金の総額としてしまうと、上記のように、通常、各構成員が単独で各業務毎に発注者様から請け負った場合と比べ、不合理なリスクを負う結果となってしまいます。</p> <p>同様の不合理性は、第30条第4項、第54条第2項等、請負代金を前提としてその割合から金額を算定する際に、いずれも生じうるものと史料いたします。</p> <p>つきましては、契約書の「請負代金」に関して、各業務毎の請負金額を前提とするよう、条文の修正をお願いできませんでしょうか。</p>	建設工事請負契約においては、全体スライド(第26条第1項、2項)、単品スライド(第26条第5項)、インフレスライド(第26条6項)の3つを適用することとしていますが、例示いただいたような特定の資材等の急激な物価上昇が生じた場合には、単品スライド条項により措置するものとしております。
124	建設工事請負契約書(案)	8	第26条	第2項		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	<p>「変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない」とありますが、これでは、足切り金額に、物価上昇の影響を受けない設計費や監理費も加味されてしまいますので不合理と史料いたします。「変動前残工事代金額のうち設計費及び監理費を除いた金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない」と修正いただけないでしょうか。</p>	当該条項は、資材や労務単価等全般に係る物価上昇が生じた場合を想定しているため、原案のとおりとします。
125	建設工事請負契約書(案)	9	第30条	第4項		不可抗力による損害	<p>「請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない」とありますが、これでは、足切り金額に、物価上昇の影響を受けない設計費や監理費も加味されてしまいますので不合理と史料いたします。「請負代金額のうち設計費及び監理費を除いた金額の100分の1を超える額を負担しなければならない」と修正いただけないでしょうか。</p>	建設工事請負契約では設計、工事監理、建設を一体的に実施していただくこととしていることから、その間に生じた損害の負担額についても請負代金額全体を基準としています。原案のとおりとします。
126	建設工事請負契約書(案)	11	第37条			前払金の使用等	<p>「設計・監理費」に關しまして、設計業務や監理業務は必ずしも再委託先に外注するものではなく、受注者自身の社員が実施する部分も多くあると史料いたしますが、前払金の対象との理解でよろしいでしょうか。</p>	設計・建設業務の対価のうち、建設業務費(解体撤去含む)及び展示施工業務費だけでなく、設計業務費(解体撤去含む)、工事監理業務費及び展示設計業務費についても、前払金の対象となります。
127	建設工事請負契約書(案)	11	第38条			部分払	<p>設計費、監理費も部分払の対象との理解でよろしいでしょうか。</p>	No.8の回答を参照してください。
128	建設工事請負契約書(案)	11	第40条	第1項		継続事業に係る契約の特則	<p>各会計年度の支払限度額が空欄となっておりますが、事業者選定後に、支払限度額が新たに通知される(新たな公募条件として提示される)ことはないとの理解ですが、念のため確認させてください。</p> <p>また、仮に貴市が支払限度額をご提示いただいた内容と、事業者側の出来高予定額が異なっていた場合は、議会議決等も含め、貴市にて適宜ご対応いただけるとの理解ですが、念のため確認させてください。</p>	市が独自に支払限度額を提示することはありません。支払限度額は事業提案書に基づき、市と事業者で協議の上、千葉市議会の議決を経て決定します。

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
129	建設工事請負契約書(案)	11	第40条	第2項		継続事業に係る契約の特則	各会計年度の出来高予定額が空欄となっておりますが、事業者が提示する提案審査書類の金額のとおり追記される、との理解でよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	出来高予定額は事業提案書に基づき、市と事業者で協議の上、千葉市議会の議決を経て決定します。
130	建設工事請負契約書(案)	13	第48条	第1項	第11号、第12号、第13号	発注者の催告によらない解除権	独占禁止法違反に伴い公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令が確定したとき、あるいは刑法違反に伴い刑が確定したとき、発注者は直ちにこの契約を解除することができる旨規定していますが、独占禁止法違反、刑法違反は本事業に関する行為と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、本事業に関する行為に限定する趣旨となります。明確化の観点から、建設工事請負契約書(案)第48条第1項第11項、第12項及び第13項を修正し、「本事業に関し」を追加します。併せて、修正箇所一覧及び建設工事請負契約書(案)の修正版を参照してください。
131	建設工事請負契約書(案)	15	第54条	第2項		発注者の損害賠償請求等	当該損害賠償請求等の規定について、同一事象に関し、基本協定、基本契約、建設工事請負契約の他規定又は維持管理・運営委託契約など、他の規定から損害賠償請求等が課されることはない、との理解ですが、念のため確認させてください。同一事象に関してそれぞれ賠償請求等出来るような規定は、他案件と比しても過剰と考えます。	建設工事請負契約に基づき事業者が負担する義務は、設計・建設JVの構成員が連帯債務として負担することとしています。
132	建設工事請負契約書(案)	15	第56条			談合その他の不正行為に係る賠償額の予定	『この契約に関して』又は『この契約に関し』とありますが、不正行為は本事業の入札手続きに係るものに限定されていることの意味との理解です。念のため確認させてください。	ご理解のとおりです。
133	建設工事請負契約書(案)	15	第56条			談合その他の不正行為に係る賠償額の予定	当該損害賠償請求等の規定について、同一事象に関し、基本協定、基本契約、建設工事請負契約の他規定又は維持管理・運営委託契約など、他の規定から損害賠償請求等が課されることはない、との理解ですが、念のため確認させてください。同一事象に関してそれぞれ賠償請求等出来るような規定は、他案件と比しても過剰と考えます。	建設工事請負契約に基づき事業者が負担する義務は、設計・建設JVの構成員が連帯債務として負担することとしています。
134	建設工事請負契約書(案)	15	第56条	第1項		談合その他の不正行為に係る賠償額の予定	『第48条第11号から第13号のいずれかに該当するとき』とありますが、第54条に基づく損害賠償請求等と重ねて請求されることはないとの理解ですが、念のため確認させてください。同一事象に関してそれぞれ賠償請求等出来るような規定は、他案件と比しても過剰と考えます。	ご理解のとおりです。
135	建設工事請負契約書(案)	15	第56条	第2項		談合その他の不正行為に係る賠償額の予定	本事業の入札手続きに係る独占禁止法違反関連に限定されるとの理解ですが、念のため確認させてください。(本項については、『この契約に関し、』という文言がございませんでした。)	ご理解のとおりです。明確化の観点から、建設工事請負契約書(案)第56条第2項を修正し、「本事業に関し」を追加します。併せて、修正箇所一覧及び建設工事請負契約書(案)の修正版を参照してください。
136	建設工事請負契約書(案)	16	第57条	第10項		契約不適合責任期間等	『(中略)発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、(中略)』とありますが、本契約第9条に定める監督職員が適切ではないでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
137	建設工事請負契約書(案)	18	別記	第3条	第3項	暴力団等排除に係る解除	当該損害賠償請求等の規定について、同一事象に関し、基本協定、基本契約、建設工事請負契約の他規定又は維持管理・運営委託契約など、他の規定から損害賠償請求等が課されることはない、との理解ですが、念のため確認させてください。同一事象に関してそれぞれ賠償請求等出来るような規定は、他案件と比しても過剰と考えます。	建設工事請負契約に基づき事業者が負担する義務は、設計・建設JVの構成員が連帯債務として負担することとしています。
138	維持管理運営委託契約書(案)	前文					『建設工事請負契約(本基本契約第7条第1項に定義された意味を有する。)]』とありますが、基本契約第7条第1項に定義されていますでしょうか。また、SPCを設立する場合の基本契約書(案)とSPCを設立しない場合の基本契約書(案)では条項数に違いもあるように見受けられます。ご整理いただけますと幸いです。	SPCを設立する場合と設立しない場合それぞれについて、基本協定書(案)に定義されているため、そちらを引用する形に修正します。併せて、修正箇所一覧及び維持管理運営委託契約書(案)の修正版を参照してください。

特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
139	維持管理運営委託契約書(案)	前文				特約条項条文	『維持管理・運営委託契約は、建設工事請負契約が千葉市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。』とあります。 一方、基本契約書(案)第11条には、『事由の如何を問わず、建設工事請負契約又は維持管理・運営委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合には(中略)当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、締結に至らなかった当該契約に関し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。』とあります。 本特約条項条文についても、貴市だけではなく、『市及び事業者は相互に一切その賠償の責に任じない。』とご再考いただきますよう、お願い申し上げます。	No.113の回答を参照してください。
140	維持管理運営委託契約書(案)	2	第6条	第3項	第1号	監督職員	『統括責任者』とありますが、総括責任者もしくは統括マネージャーが正ではないでしょうか。ご教示ください。	統括マネージャーに修正します。 併せて、修正箇所一覧及び維持管理運営委託契約書(案)の修正版を参照してください。
141	維持管理運営委託契約書(案)	5	第14条	第1項		統括マネージャー	『建設工事請負契約に基づく設計・建設業務及び委託業務を統括する統括マネージャーを選任し、業務期間中において配置』とありますが、建設工事請負契約には統括マネージャーの文言は出てきません。齟齬等はないでしょうか。念のため確認させてください。	建設工事請負契約では、現場代理人を配置し、当該請負契約に基づく受注者の一切の権限を行使するものとしています。 維持管理・運営委託契約では、統括マネージャーを配置し、当該委託契約に基づく受注者の一切の権限を行使するものとしています。 また、統括マネージャーは、設計・建設業務及び委託業務を含めた業務全般の統括も行うものとしています。 ただし、要求水準書「Ⅱ.4.(3)本事業の調整等に関する事項等」を充足する限りにおいて、事業期間途中で交代することは可能です。
142	維持管理運営委託契約書(案)	9	第28条	第1項		使用料等	『別途収納事務委託を締結』とありますが、附帯事業又は任意事業を維持管理企業又は運営企業のどちらかのみが行うといった場合、貴市と契約締結するのは、当該維持管理企業又は当該運営企業となりますでしょうか。	市は、収納事務を実施する企業と別途契約を締結します。 なお、収納事務の対象としては、本施設の入館料や駐車料金、講堂等使用料など、利用者が市に納付する料金が該当します。
143	維持管理運営委託契約書(案)	22	第70条			決算報告書の提出及び報告	受注者は管理・運営JVとなりますが、維持管理企業及び運営企業それぞれの必要書類をご提出すればよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合でも、維持管理及び運営業務等全体に関する収支報告書(7-5-1D別添①)で提出いただく事業収支計画の実行状況を示すもの)の作成・提出を行っていただきます。